

防災週間における災害への備え啓発業務委託企画コンペ実施要領

1 業務の目的

令和3年5月20日に改正災害対策基本法が施行され、避難勧告と避難指示が避難指示に一本化された。新しい避難情報についてさらなる啓発を行うとともに、これまで防災へ関心がなく、防災に対してハードルの高さを感じている人を対象としたよりわかりやすい防災啓発を行う。

2 業務の名称 防災週間における災害への備え啓発業務

3 業務の内容 別紙（業務委託仕様書）のとおり

4 委託期間 委託契約締結日から令和3年9月30日

5 委託費（契約限度額）

5,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）打合せ、企画・デザイン、発送等全ての経費を含む。

なお、委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。

6 委託先の選定

企画コンペを実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

7 企画コンペ参加資格

本業務に関する企画コンペ参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

【参加資格の要件】

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱

(昭和46年宮崎県告示第93号)第2条に規定する入札参加資格を有する者で、業種がサービスの「広告代理」に関する業種であり、本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者

(3) 宮崎県内に本社又は営業所を置く者であること。

(4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

8 スケジュール（予定）

- ①企画コンペ実施公告 令和3年 7月12日（月）
- ②事前説明会申込み締切り 令和3年 7月16日（金）
- ③事前説明会 令和3年 7月19日（月）
- ④企画コンペ参加申込期限 令和3年 7月26日（月）
- ⑤企画書等提出期限 令和3年 7月29日（木）
- ⑥結果通知 令和3年 8月 2日（月）頃予定

9 企画コンペの方法

(1) 事前説明会の開催

- ① 日 時 令和3年7月19日（月）午前11時から（1時間程度）
- ② 場 所 宮崎県防災庁舎 4階 防46会議室
- ③ 参加申込

別紙1「事前説明会参加申込書」を7月16日（金）午後5時までに危機管理課（下記16の問い合わせ先）にFAXにて申し込むこと。

※説明会への参加を企画コンペ参加の必須条件とする。

(2) 企画コンペ参加申込

企画コンペに参加する場合は、別紙2「企画コンペ参加申込書」を7月26日（月）午後5時までに危機管理課（下記16の問い合わせ先）へ、FAXにて申し込むこと。

(3) 企画提案書等の提出

提案は1社1案とする。

① 企画提案書（様式任意 サイズはA4）【原本1部、コピー5部】

ア 業務実施方針（コンセプト）

イ 委託業務実施体制

ウ 業務スケジュール

エ 企画内容

オ リーフレット・チラシ及びポスターのデザイン（サンプル）画及び配布

カ スポットCM企画概要、放送計画

キ テレビコーナーの企画概要、放送計画

ク その他、1の目的を達成するために有効と思われる企画概要

※ コピーについては、提案者を判読できるような記載や用紙は使用せず、原本のみ企画提案書の余白部分に企画提案者名を記載すること。

② 会社概要（既存のもの）【1部】

③ 類似業務受注実績（様式任意）【1部】 成果物などがあれば添付すること。

(4)見積書（様式任意）【原本1部】

- ① 見積書は、積算内訳を明記した明細書を添付すること。
企画料、素材制作・編集費、管理費等について経費を記載すること。
- ② 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする

(5)その他

- ① 提出された資料は返還しない。
- ② 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- ③ 提案内容についての質疑は、下記16の問い合わせ先へ、質問書をFAX又は電子メールにより7月26日（月）午後5時まで受け付ける。なお、質問書を送信する場合は、送信の事前又は事後に電話確認を行うこと。
- ④ 質問に対する回答は、全参加業者に電子メールで連絡する。

10 ヒアリングについて

企画提案に対し、個別ヒアリングを実施することがある。
実施する場合の日時・場所等は別途連絡する。

11 決定方法

提出された企画提案書等及び個別ヒアリング（実施した場合）により、総合的に判断して決定する。

12 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

13 契約締結

選定された提案者と業務打ち合わせを行い、委託契約を締結する。

なお、契約手続きに要する費用は業者負担とする。

また、選定された提案者の提出した企画書の内容は、協議の上、変更することがある。

14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

15 著作権

当該業務委託により作成した印刷物や映像等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。

16 書類提出及び問い合わせ先

住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県防災庁舎3階）

担 当 宮崎県危機管理局危機管理課防災企画担当 福村

TEL 0985-26-7066 FAX 0985-26-7304

E-mail fukumura-kengo@pref.miyazaki.lg.jp